

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 平成 30 年 10 月 4 日（木）午後 6 時から午後 7 時 30 分まで

2 場所 自治センター 4 階 大会議室

3 議事

- (1) 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- (2) その他

4 出席者

委員 16 名、説明のために出席した職員 13 名、都市計画決定権者及び事業者 11 名

5 傍聴人

3 名

6 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事
  - ・ 会議録の署名について、松尾会長が武田委員と宮崎委員を指名した。

ア 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙 1 のとおり質問を受けた。
- ・ 資料 1、資料 2 及び資料 3 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【片山委員】建物の景観に配慮するということであるが、具体的には配慮できるのは建物の色くらいと思われる。どのようにする計画であるか。

【事務局】配慮書の段階のため、景観の配慮に関する具体的な計画は決まっていない。方法書以降の段階で決まっていくものと理解している。

【西田委員】配慮書 192 ページについて、建物を実際建てるとき、写真で見える森林は伐採されると思われる。実際の見え方は、森林がほとんどなくなるような見え方になるのではないか。

【事務局】配慮書の 192 ページの注）の記載のとおり、建物の前面に見える樹林地を含むエリアについては、江南市が別事業での活用を検討しており、今後、このエリアの土地利用が変わる可能性があるため、樹林地が残るのか、伐採されるのか、現段階では計画は決まっていない。

【西田委員】なぜ既存の施設の場所に建替えるのではなく、最後の砦として残っていた樹林地をなくしてまで、新しいごみ処理施設を建設するのかが非常に疑

間に思う。配慮書としては煙突の位置の複数案だけであって、位置の選定について意見が言えない形となっており、非常に残念に思う。

【事務局】配慮書の187ページを見ていただくと、事業者としては緩衝緑地帯を設ける計画であるが、まだ、詳細が決まっていないため、更地とする想定で予測を行っている。方法書、準備書では、配慮書で示したものよりも詳細に調査・予測・評価がされると考えている。

【西田委員】資料2の3番で、シイ・カシニセリに関する記載がある。配慮書の項目として、選定されていないが、本事項について、審査会答申で指摘することができるのか。

【事務局】資料2として挙げている事項については、事業特性・地域特性から懸念される事項を事務局がまとめたものである。懸念される事項を参考に審査会答申を取りまとめていただければと思う。

【片山委員】事業実施想定区域の近くに住居があることから、住民への影響が懸念される。すぐ近くにある住居が、煙突の場所によってどれだけ影響があるかが明らかでないといけない。すぐ近くの住居は撤去される場所ということをおっしゃっていたかと思うが、実際に今後どのようにしていくのかなということが心配である。

【事務局】審査会答申で盛り込んでいただければと思う。

【松尾会長】配慮書の186ページの写真に民家が写っている。事業実施想定区域の西側のエリアは別事業で活用されるということであるが、この民家は撤去されるのか。

【事業者】事業実施想定区域の西側のエリアについては、江南市が事業を計画しているが、計画段階で、具体的な計画はまだ決まっていない。

【大石委員】配慮書として選定された項目は、大気質と景観であるが、他の項目は選定されていない。交通量による騒音なども懸念されるが、審査会答申として指摘できるのかどうか、教えていただきたい。

【事務局】配慮書の160ページの表の灰色の部分は、方法書の参考項目であり、灰色で示してある項目については、基本的に方法書以降で調査、予測、評価されるものと考えている。配慮書の項目の選定の考え方は、重大な環境影響の恐れのある項目について、選定されている。

【大石委員】住民からみると、景観よりも、騒音等の方が影響の程度は重大と考えられるが、配慮書の内容を今から変えることはできるのか。

【事務局】配慮書の内容を今から変えることはできない。住居が近くにあることで、騒音・振動・悪臭等の懸念される項目について審査会答申で指摘することはできる。

【山澤委員】配慮書の172ページに記載の排ガス諸元について、既存施設の自主規制値と計画施設の法規制値で低い方を選んだとのことであるが、今後検討される計画施設の自主規制値は、記載の排ガス諸元よりも低くなるのか。

【事務局】計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、記載の排出諸元と同等又はさらに低減した値を自主規制値とする計画としている。

【山澤委員】計画施設は記載の諸元よりも低い濃度で排出されることから、安全側で評価していると理解した。建屋の大きさはかなり大きく、それに対して煙突は比較的低めに設定されることから、建物が大気質の拡散に与える影響

を検討する必要がある。詳細は方法書以降で示されると思うが、この点を十分考慮いただきたい。

また、ごみ処理施設で問題になるのは、長期平均濃度ではなく、短期濃度であり、短期濃度が規制値と比較し厳しくなると思われる。特に、塩化水素が懸念されると思う。方法書以降の段階でこの点を踏まえた評価を行っていただきたい。

【事務局】いただいた御意見について、審査会答申で取りまとめていただければと思う。

【橋本委員】大気質の予測で、測定局の風向・風速の値を使っているが、内陸の市街地と河川沿いでは気象条件が異なると思う。方法書の段階では、内陸の測定局の気象条件を使うのか、河川沿いの気象条件を用いるのか教えていただきたい。

【事務局】配慮書は、原則として既存資料を用いて、簡易な予測評価を行うものである。通常の予測は、事業予定地の気象条件で予測を行っていくこととなるが、これらの予測に関する情報は、方法書で示される。

また、建物に関する情報が示されているが、今後形状も変わってくる可能性がある。なお、煙突の高さについては、航空法との兼ね合いで、配慮書の予測は51mで行っている。懸念される点について、配慮書段階で指摘しておくことで方法書以降に反映されると思うので、指摘いただければと思う。

【増田委員】なぜ木曽川のすぐそばの自然環境の良好な場所で建設するのか。堤防のすぐ横だが、もし大雨で木曽川が氾濫してしまっても大丈夫なのか。木曽川は河川環境や水質が良いところだが、なんらかの原因で有害物質が流出した場合は木曽川の下流まで影響が生じるにも関わらず、排水や水質について触れられていない。

【事務局】排水について、現時点の計画では基本的に場内で再利用し、放流するものは浄化槽で処理したもののみとしている。制度的に、配慮書は全項目で予測評価するものではないため、水質は対象から外れている。木曽川へ放流するかは把握していないが、今後の方針書、準備書での予測評価の際に明らかになると思われる。

【中野委員】木曽川が近いため、浸水のハザードマップもあると思うが、この場所はどうなっているのか。また、この審査会で言うべきことではないかもしれないが、例えば地震が起きた場合も踏まえて、地盤についても考慮すべきではないか。

【事務局】環境アセスメント自体は災害による影響は考慮しないこととなっている。

【都市計画決定権者】国土交通省木曽川上流河川事務所が公表している洪水ハザードマップにおいては、当該地区は氾濫のおそれがないとされている。

【宮崎委員】風向風速は配慮書の27ページでおおまかな出現頻度を示しているが、悪臭は夏場の方が住民への影響が大きいと思われる。季節別の風向を把握する必要があるのではないか。

【事務局】配慮書に記載されているのは既存資料から引用した情報だが、方法書・準備書ではより詳細な調査結果が示されるものと考える。

【佐野委員】配慮書の160ページをみると、交通のことが触れられていない。2つの

現有施設が1つに集約されることから、交通量も増えると思われる。候補地選定の段階でアクセスのしやすさも考慮されているようだが、大丈夫なのか。

【事務局】現時点では交通量を把握しきれていないが、方法書以降の手続において、現況の交通量や将来のごみ排出量を踏まえた予測が行われると考える。

【佐野委員】特に混雑しているような地域ではないのか。

【都市計画決定権者】建設予定地に隣接する県道は、時間帯によっては混雑することもあるが、パッカー車の交通量は現況の2%程度である。今後、方法書以降の手続において、交通量調査の結果も踏まえて予測することしたい。

【酒巻委員】資料2の懸案事項は事務局が考えた懸案事項ということか。それならば、大気質に関して、煙突高さ51mで不安であるというならば、59mの時の大気の予測計算を出して比較した方がよいのではないか。結果的に言えば判断が環境基準のため、51mだろうが59mだろうが多分大丈夫だと思っている。濃度が高くなるのは事実であるが、高くなる程度を知りたいのならば、59mの計算結果を出していただければと思う。

【事務局】検討させていただいて、可能ならば次回の部会で回答させていただきたいと思う。

【片山委員】配慮書の43ページにおいて、般若川のBODが高めの値が出ているということであるが、木曽川よりもこちらの方の影響が大きくなる可能性があるのか。

【事務局】現段階で放流先は決まっていない。

【片山委員】ただ、こちらの方がおそらく川は小さいと思われる。どこかで排水をすると思うので、排水についてしっかり考えていただく必要がある。木曽川にいってしまったら大変なことになるので、本当にこれを許可するということになれば、周りから厳しい意見が出てくるのではないかと思う。

【事務局】その御意見も含めまして、方法書・準備書段階で、放流先等が決まってくると思うので、検討いただければと思う。

【山田委員】先ほど別の委員から意見が出たように、わざわざなんでここに作るのかというのが素直な印象である。このあたりは結構貴重な森林ではないかと思うが、それをつぶしてこういう施設を作るのは、自然環境保護という観点から言うと変な感じがする。

また、配慮書の8ページの表について、自然保護の項目が全く入っていないのは奇異な感じがする。

ただ、このあたりの地形を知らないので、このような森林はたくさんあるということかもしれないが、配慮書の96ページの地図を見る限りさほど多くない気がして、残念に思う。

【松尾会長】地点の選定の時に、自然環境の保全の観点が評価項目から抜けているという意見である。

【山田委員】今までの文献では猛禽類がこの近辺にいるということになっているが、猛禽類等について調査を実施しているのか。

【事業者】基礎資料を調査した中では、特に猛禽類の営巣地があるという情報はなかった。配慮書をまとめにあたり、現地概査を行い、一番猛禽類が飛翔する2月末から3月末の間に、概査という形で短時間ではあるが、飛翔の

状況等を確認したが、特にそういった形跡はなかった。

しかし、短時間の調査ではあるので、そういったところで判断をするということは、かなり危険なことということは承知している。今後、方法書に向けて、予備調査なども行いつつ、方法書を作成し、準備書に向けて調査を行って、影響調査など行っていきたいと考えている。

【松尾会長】今の質問に関連して、資料2の留意事項の3のところで「本事業による希少な動植物への影響が懸念される」とあるが、これは一般的に記載しているのか、具体的に把握しているのかどちらか。

【事務局】具体的に把握しているということではなく、一般的な意味で書かせていただいた。

【松尾会長】これから調査されるということか。

【事務局】委員御指摘のとおり、そこが残された森林であるということもあって、希少な動植物がいるのではないかという懸念があるので、このように留意事項としてあげさせていただいた。

当然、先ほどから説明があるように、方法書、準備書としっかり調査がされるものと考えている。

【西田委員】方法書、準備書といつても、結局はここに建てるという前提なので、本当は配慮書のところで違うオプションがあって、環境面から見たときにはこうだという提言があって、最終的に経済的なこととかいろいろなことがあってここにするということで、本当は配慮書というものができたのではないかと思っている。

配慮書の21ページには「また広域化計画において当面は」と書いてある。また、配慮書の3ページには「広域化計画は焼却能力300t/日への集約化を目指しております」とある。当面の施設のために、林がなくなってしまえば、当面が終わったとしても林は戻ってこないということを考えていたい。配慮書を作るという段階の話があった時に、配慮書は本当は煙突の位置を決めるものではないということも考えてやっていただけるようなことを、皆さんに希望する。

【事務局】委員御指摘のとおり、本来であれば位置の検討段階で配慮書を作成することが望ましいが、一方で住民にとって迷惑施設であるごみ処理施設の性質上、建設予定地は地元の理解も非常に重要なものであり、住民の合意形成を図っておく必要があったことや、計画の公表によって社会的混乱が生じることを踏まえて、やむを得ず位置の調整終了後の配慮書になったと聞いている。

【武田委員】エネルギーのことについて、教えていただきたい。ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に発電・売電できる施設の実現はあるが、施設を稼働することによって、使用するエネルギーの方が多いのか、それとも、創出するエネルギーの方が多いのか。

【事務局】炉の処理方式によって異なる。また、技術革新により、エネルギーの回収も進められ、そういった施設に対して環境省も交付金を交付するようしている。

【武田委員】基本的には、ごみ処理で使用するエネルギーの方が大きいのか。

【事務局】外部からの燃料を供給することによりごみが燃え始めるが、一旦燃えれ

ば、ごみが自燃するため、発生するエネルギーが大きいと考えられる。

【山澤委員】通常は、ごみを燃やして発生するエネルギーの方が大きいので、そのエネルギーを発電や温水に利用するのが一般的だと理解している。溶融炉などは、外部からの燃料により溶融させるため、その差が小さくなるが、基本的には、投入したエネルギーよりも大きなエネルギーが発生すると考えている。

【武田委員】創出できるエネルギーにより、環境に貢献できる電力がつくられるということか。

【事務局】アセス制度としては、方法書、準備書の手続において、温室効果ガスという項目が選定され、評価がなされることになる。

【二宮委員】焼却するごみは可燃物であり、ひとつの燃料でもあるため、最新のごみ処理施設では、燃焼熱を利用して、売電ができる。その電気と石炭火力発電による電気のどちらが環境によいかを比較することは難しい。ごみを焼却すると CO<sub>2</sub> が発生するが、ごみは焼却すべきという大前提にあるため、できるだけ電気に変えることによって、環境に貢献しようということだと思う。一方、ごみ焼却において、技術的にはほとんど解決しているものの、ダイオキシン、窒素酸化物、二酸化硫黄、塩化水素による地域への影響を抑えつつ、どれだけ電気や熱を供給できるかが重要である。熱利用についても、よく温水プールがつくられるが、地域にその需要があるかという課題もあり、老人ホームなど地域の方が使われる施設に熱を供給できる場合はメリットがある。周辺に民家が少ないところに設置する場合、熱供給は難しく、売電が主になる。最近はごみ質が良くないため、多くの電気が作られるわけではない。プラスチックごみを燃やした方がよいが、資源回収をすることにより、ごみ質が悪くなり、売電量が少なくなる。資源回収をして有効利用するか、焼却処分するかは、地方自治体の担当者が悩んでいることだと思う。

【片山委員】資料 1 の 108、109 ページで、1.6 km 以内に小学校が 2 つ、保育所が 2 つ、福祉施設が 3 つあり、そこへの影響を考慮しないといけないので、その地点での調査をやっていただきたい。

【松尾会長】その他にも意見があれば、後ほど事務局に伝えてほしい。

- ・ 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について審査させるため、松尾会長の指名により、別紙 2 のとおり尾張北部ごみ処理施設部会を設置した。

#### イ その他

【事務局】前回の知多南部ごみ処理施設部会において、環境影響評価審査会や部会をより効率的に開催することについて、説明したが、その後、事務局において、開催回数を検討したので、報告させていただく。

これまでの部会の開催回数は、ほぼ一律に、配慮書と方法書については 2 回、準備書については 3 回開催してきたが、これまでに本日のようなご

み処理施設の審査事例を始め、事業特性が同様な事例も多く審査されてきており、知見も蓄積されてきたことなどから、今後は、部会の開催回数を、配慮書と方法書は1回、準備書は2回を基本としつつ、審査案件の事業特性・地域特性、環境影響の程度等によって、開催回数を決めていきたいと考えている。

このこともあり、今回からは効率的に審査が行えるよう、資料2として事務局で整理した論点を用意した。また、これまでどおり審査会の場以外でもご意見をいただきながら、審査を進めていきたいと考えている。

実際の部会の開催回数の判断にあたっては、事前に部会長と相談し、決めさせていただきたいと考えており、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設の配慮書から、運用させていただければと思う。

【松尾会長】今後の部会の開催回数について、事務局から説明があった。配慮書、方法書の部会は原則1回、準備書の部会は原則2回とし、案件によっては部会の回数を調整するということで、よろしいか。

(委員からの意見等はなし)

### (3) 閉会